

令和7年度 環境省税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という現下の3つの危機の下、環境政策が目指すべき社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築を掲げている。そのためには、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組み（計画など早い段階からの環境配慮の組み込み、環境価値の市場における適切な評価等）が織り込まれる必要があるところ、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めるとともに、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意と工夫、行動変容を促していくことが不可欠である。

このような認識のもと、市場メカニズムを用いる経済的手法については、引き続きカーボンプライシングの制度設計や環境整備に取り組み、「成長志向型カーボンプライシング構想」¹を着実に実現・実行していく。また、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

○ 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持するとともに、省エネ性能等に応じて適用される住宅ローン減税の子育て世帯等における借入限度額の上乗せ措置等を1年間延長するほか、ネイチャーポジティブの実現に向けて引き続き検討を行う。

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

¹ GX経済移行債等とカーボンプライシングによる投資先行インセンティブにより、GX投資を加速させる考え方。

2. 個別の措置

(1) 生物多様性の保全

○ 生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減【新規】(相続税、贈与税)(◎)

- ・ ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、地域生物多様性増進法が制定され、長期的・安定的な活動確保のために市町村と土地の所有者等が締結する「生物多様性維持協定」制度が創設された。これを踏まえ、当該協定を締結した土地の所有者等の負担を軽減する観点から、締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減の措置を講じる。

⇒ 生物多様性維持協定が締結された一定の土地について、相続税・贈与税の評価額が20%減額されることを明確化することとされた。

(2) 循環経済

○ 再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の新設等【新規・拡充】(法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税)(◎)

- ・ 脱炭素社会の実現に向けて資源循環を一層促進するため、再資源化事業等高度化法が制定され、基準を満たす事業計画を認定する制度等が創設された。これを踏まえ、廃棄物事業者の大部分を占める中小企業等の負担軽減、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との連携を見据えた事業発掘の環境整備を推進する観点等から、新たに法人税等について特例措置を設ける。また、公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)について、再資源化事業等高度化法の施行に伴い必要な措置を講じる。

⇒ 以下の内容で特例措置を創設及び拡充することとされた。

- ・ 青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その取得価額の35%の特別償却ができることとする。

(注1) 上記の「再資源化事業等高度化設備」とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上のものをいう。

(注2) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、1台又は1基の取得価額がそれ

ぞれ次の金額以上のものをいう。

(1) 機械装置 2,000 万円

(2) 器具備品 200 万円

(注3) 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円を限度とする。

- ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に規定する廃棄物処理施設又は設備を加える。

(3) 脱炭素社会

○ 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

- ・ 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備に対する固定資産税の課税標準額の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

⇒対象となる燃料電池自動車用水素充填設備の取得価額要件を1億5,000万円以上から3億円以上に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

○ 住宅の脱炭素化

- ・ 住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

⇒ 住宅ローン減税について、子育て世帯等に対する借入限度額の上乗せ措置及び、床面積要件の緩和措置について、1年間延長された。